

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

1 復興の基本的な考え方

大規模な災害が発生した時は、速やかに復興の基本方針、復興実現のための目標を定めて対策を講じる必要がある。一方で、復興対策は中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

そこで、復興対策を迅速かつ計画的に実施するためには、震災復興本部体制の構築が重要となる。発災当初は、各種の応急対策が災害対策本部を中心に実施されるが、復興対策が本格的に求められる時期になった際に各種業務が円滑に進められるよう、早期に震災復興本部の設置を目指す。

復興に際しては、くらし・まちの再生、被災を繰り返さない災害に強い安全・安心なまちづくりをめざして、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、都市、住宅、保健・医療・福祉、文化、教育、産業などの各施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1 生活復興

- (1) 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようとする。
- (3) 個人及び事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- (4) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

第2 市街地復興

- (1) 人びとが暮らしやすく、住み続けることができる北区をつくるため、次の点に留意して市街地復興に取り組む。
- (2) 特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない地震・水害に強い安全・安心なまちづくり」を行う。
- (3) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

- (4) 区民、事業者、区、都、国など、多様な主体が「協働と連携によるまちづくり」を行う。
- (5) (仮称) 都市復興整備条例の整備に向けた検討を行う。

2 北区震災復興マニュアル

復興方針や復興計画に基づき、多岐にわたる復興事業を円滑に進めていくために、平成25(2013)年度に「北区震災復興マニュアル」を作成した。本マニュアルには、震災復興本部体制の構築、復興計画の策定方法、各分野（都市復興、住宅復興、くらしの復興、産業復興）の復興施策推進方法などについて定めてあることから、有事の際の迅速な復興対策を進めていくため、平常時からマニュアル習熟のための訓練等を実施する。

第2章 震災復興本部

1 震災復興本部の設置

担当 (災対) 政策経営部／(災対) 各部

第1 震災復興本部の設置

区は、震災による被害が甚大であり、震災復興施策等の迅速かつ計画的な遂行を図る必要があると認めるときは、東京都北区震災復興本部条例（平成26（2014）年3月条例第2号）に基づき、震災復興本部を設置する。

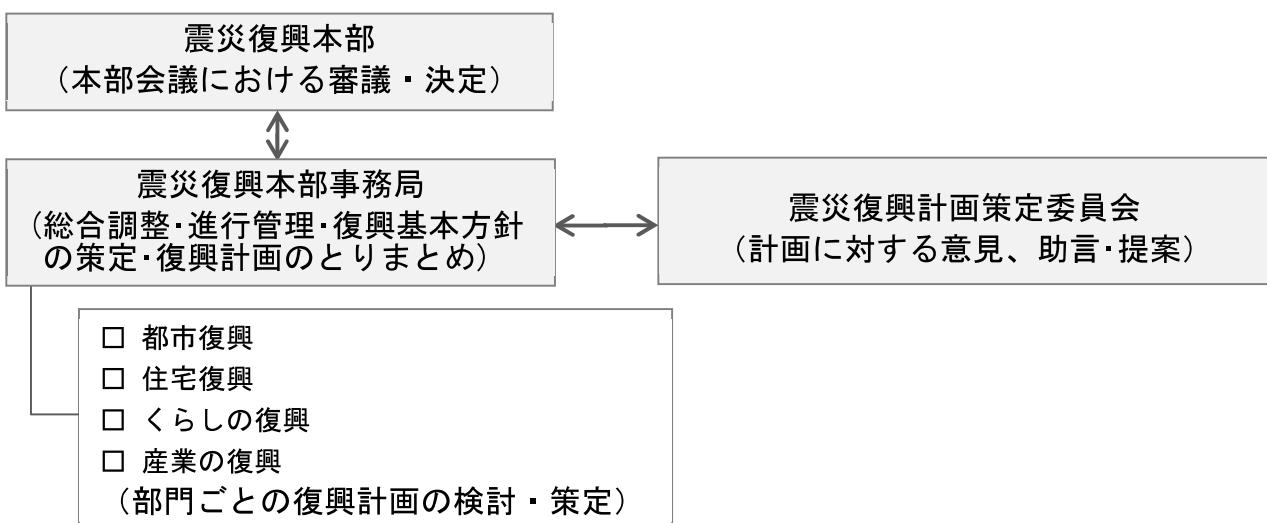
第2 震災復興本部事務局の設置

- (1) 区は、震災復興本部の速やかな設置・運営を目指し、「震災復興本部事務局」を設置する。なお、復興に関わる活動は、震災直後の応急対策の段階から徐々に進展していくものであるため、事務局の設置にあたっても、災害対策本部の活動と並行して、政策経営部が中心となり、その体制準備を図っていくものとする。
- (2) 震災復興本部事務局長は政策経営部長とし、事務局次長はまちづくり部長とする。事務局員は、政策経営部、まちづくり部、土木部、危機管理室及び関係課室に所属する職員のうちから事務局長が指名する。
- (3) 復興活動が長期化するとき、区は、「（仮称）復興対策室」を常設し、専任職員を配置させ、復興事業の円滑な推進に努める。

第3 震災復興本部の組織体制

震災復興本部、震災復興本部事務局、震災復興計画策定委員会の関係を下図に示す。

区は、職員の不足が予想される部門・職種に対しては、庁内から弾力的に職員を配置することに努める。



震災復興本部組織体制

2 震災復興本部の役割及び災害対策本部との関係

担当	(災対) 各部
----	---------

震災復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時の、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

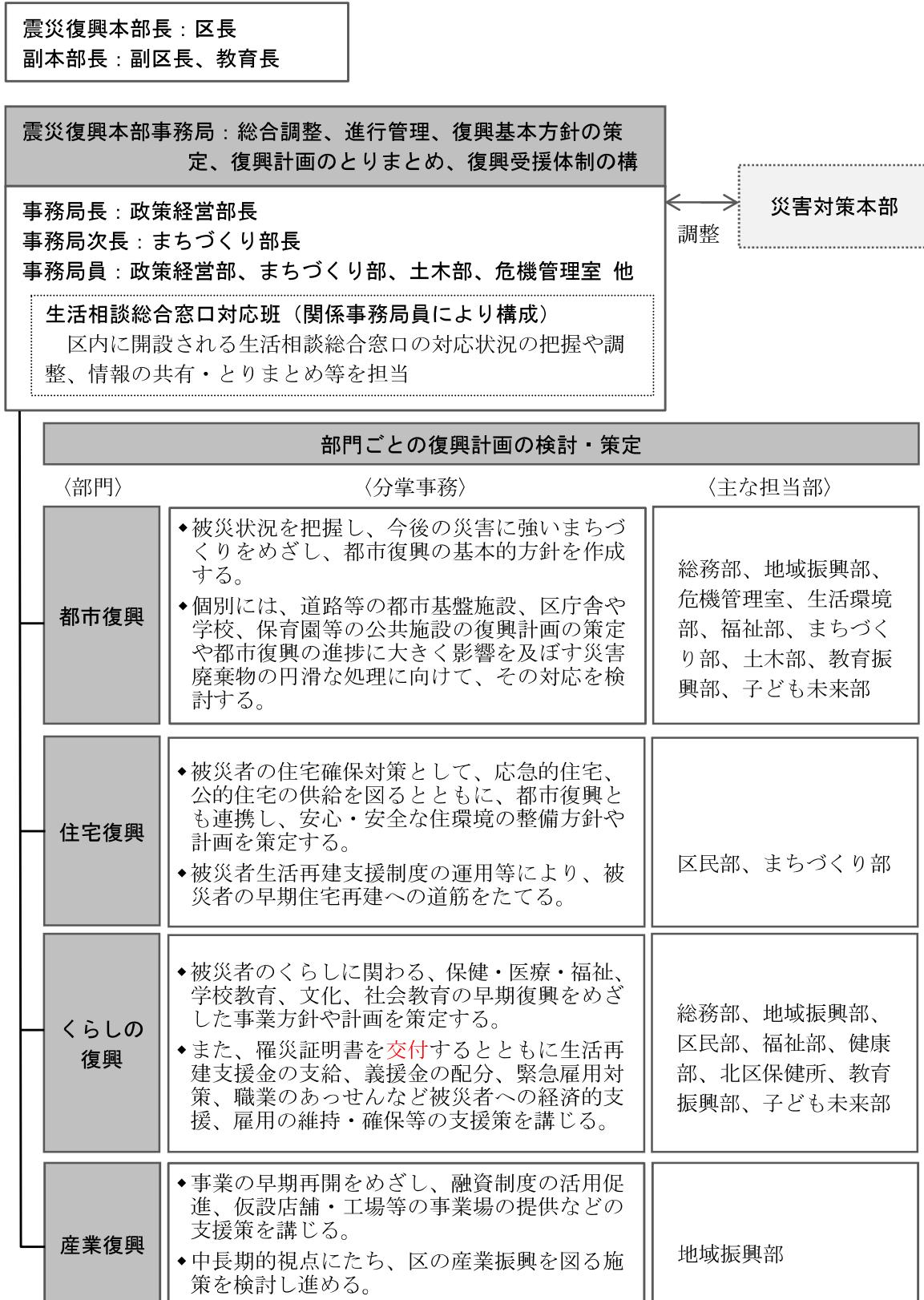
しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

3 震災復興本部における各部の分掌事務

3-1 震災復興本部における各部の分掌事務

担当	(災対) 各部
----	---------

- (1) 震災復興本部長は区長、副本部長は副区長及び教育長をもって充てる。
- (2) 震災復興本部には、震災復興本部事務局を置き、業務の総合調整・進行管理、震災復興基本方針の策定・震災復興計画のとりまとめ等を行う。また、震災復興本部事務局には、区内に開設される生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・とりまとめ等を担当する「生活相談総合窓口対応班」を置く。
- (3) 都市復興、住宅復興、暮らしの復興、産業復興の各部門の復興計画の検討・策定に関しては、それぞれの分掌事務に応じた災対各部が担当する。
- (4) 震災復興本部に、復興業務の総合調整・進行管理、復興基本方針の策定・復興計画のとりまとめ、復興支援体制の整備等を行う震災復興本部事務局を置き、業務の指揮を執る。



3-2 復興に関わる専門職員の確保

担当	(災対) 各部
----	---------

- (1) 区は、復興に関する活動を推進する上で、専門的技術や知識を必要とする業務に関する職員の不足を補完するため、災害発生後に都や他自治体に専門職員の応援を要請する。
- (2) 区は、あらかじめ復興支援を盛り込んだ他自治体との災害時相互応援協定の締結に努める。

3-3 復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化

担当	(災対) 各部
----	---------

区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や区との位置関係・地域特性等を考慮するとともに、通常業務を通じて各団体等と協力関係を構築している各所管課と危機管理室が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

第3章 震災復興計画の策定

1 震災復興方針の策定

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部
----	--------------------

- (1) 震災復興本部長は、復興後の区民生活及び市街地形成のあるべき姿や実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災復興の基本方針及び年次目標等について、震災後速やかに策定し、区民に提示する。
- (2) 区民への公表については、公聴会や説明会の開催、広報紙「(仮称)復興ニュース」の作成、配布等により行う。

2 震災復興計画の策定

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部
----	--------------------

- (1) 震災復興本部長は、震災復興方針に基づき、区政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と区が実施する復興事業の体系を明らかにする。
- (2) 震災復興計画の検討や事業の推進には、法制度、都市計画、福祉等の復興に関する専門的な知見が必要となり、また、地域と一体となって進めていくという観点から、各分野の専門家（学識者等）や住民組織・各種団体の代表者の参画による震災復興計画策定委員会を設置する。

3 特定分野計画の策定

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部
----	--------------------

復興に当たっては、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な震災復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第1 都市復興

- (1) 被災状況を把握し、広域的な観点からの復興都市づくりの方針等を示した「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「震災復興グランドデザイン」を踏まえ、都等と調整を図りながら、都市復興の基本的な考え方をまとめる「北区都市復興基本方針」や、都市復興への具体的な計画をまとめる「北区都市復興基本計画」等の作成を行う。

第3部 災害復興計画

第3章 震災復興計画の策定

- (2) 個別には、道路等の都市基盤施設、区庁舎や学校、保育園等の公共施設等の復興計画の策定や都市復興の進捗に大きく影響を及ぼす災害廃棄物の円滑な処理に向けて、その対応を検討する。

第2 住宅復興

- (1) 住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握したうえで、都市復興の計画と連携しつつ、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。
- (2) 合わせて、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者の自力での住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じる。

第3 くらしの復興

- (1) 区民のくらしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉、文化、社会教育、学校教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。
- (2) 生活再建支援金の支給、義援金の配分、緊急雇用対策、職業のあっせんなど被災者への経済的支援、雇用の維持・確保等の支援策を講じる。
- (3) ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

第4 産業の復興

- (1) 震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、区の産業振興を図る施策を進める。
- (2) 個別には、融資制度の活用促進、仮設店舗・工場等の事業場の提供などの支援策を講じる。